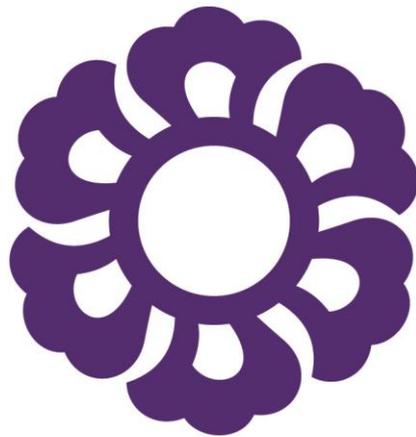


令和7年版  
環境衛生事業概要



藤枝市

環境水道部 生活環境課

# 目 次

## 第 1 章 総 説

1	藤枝市の人口・世帯数	1
2	処理計画区域と市域処理施設の位置	1
3	組織図	2
4	職員配置	2
5	事務分掌	3
6	予算・決算	4
	(1) 清掃予算(当初)の推移	4
	(2) 清掃科目別決算及び当初予算	4

## 第 2 章 ごみ処理事業

1	一般廃棄物(ごみ)の収集処理の状況	7
2	廃棄物処理区域内収集世帯・人口・割合	8
3	燃やすごみの排出、収集方法	8
4	資源・不燃物の排出、収集方法	8
5	収集車両の内訳	9
6	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	10
7	一般廃棄物(ごみ)収集・運搬委託業者	10
8	一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者	10
9	ごみ収集量の推移	12
10	令和6年度燃やすごみ収集量	14
11	令和6年度生ごみ収集量	14

1 2	令和 6 年度資源・不燃物収集量	1 5
	(1) 志太広域事務組合共通の資源・不燃物	1 5
	(2) 木くず・剪定枝	1 5
	(3) 藤枝市独自の資源物	1 6
	(4) 容器包装プラスチック	1 6
1 3	令和 6 年度のごみ処理の状況	1 7
	(1) 一人当たりのごみの排出量	1 7
	(2) 令和 6 年度ごみ処理経費	1 7
	(3) 1 トン当たりのごみ処理経費	1 7
	(4) 有価物の売却収入（市直接売却分）	1 8
1 4	一人当たりのごみ排出量の推移	1 8
1 5	ごみ処理経費の推移	1 8
1 6	志太広域事務組合におけるごみ処理	1 9
	(1) 燃やすごみ	1 9
	(2) 木くず・剪定枝	1 9
	(3) 資源・不燃ごみ	1 9
1 7	藤枝市のごみの資源化率・リサイクル率	1 9
1 8	藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金実績	2 0
1 9	処理施設の概要（志太広域事務組合他）	2 1
	(1) 清掃工場	2 1
	(2) リサイクルセンター	2 2
	(3) 最終処分場（兵太夫・下之郷）	2 2
	(4) エコステーション	2 3

### 第 3 章 環境衛生事業

1	藤枝市環境衛生自治推進協会の沿革	25
2	環境美化事業	25
3	藤枝市環境衛生自治推進協会組織図	26
4	藤枝市環境衛生自治推進協会事業計画	26
5	令和6年度防疫薬剤購入状況（補助対象分）	27
6	令和6年度環境整備事業等補助金制度	27
7	畜犬の登録及び適正飼育指導	28
8	飼育ねこの登録及び適正飼育指導	28

### 第 4 章 参考資料

沿革	29
藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	33
藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	37
藤枝市まちをきれいにする条例	41
藤枝市まちをきれいにする条例施行規則	45
あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	47
あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則	48
藤枝市飼い犬条例	49
藤枝市飼い犬条例施行規則	51
藤枝市ねこの保護管理指導要綱	52
藤枝市飼いねこ適正飼育補助金交付要綱	53
藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金交付要綱	55
藤枝市戸別収集実施要綱	57

# 第1章 総説

【1】藤枝市の人口・世帯数

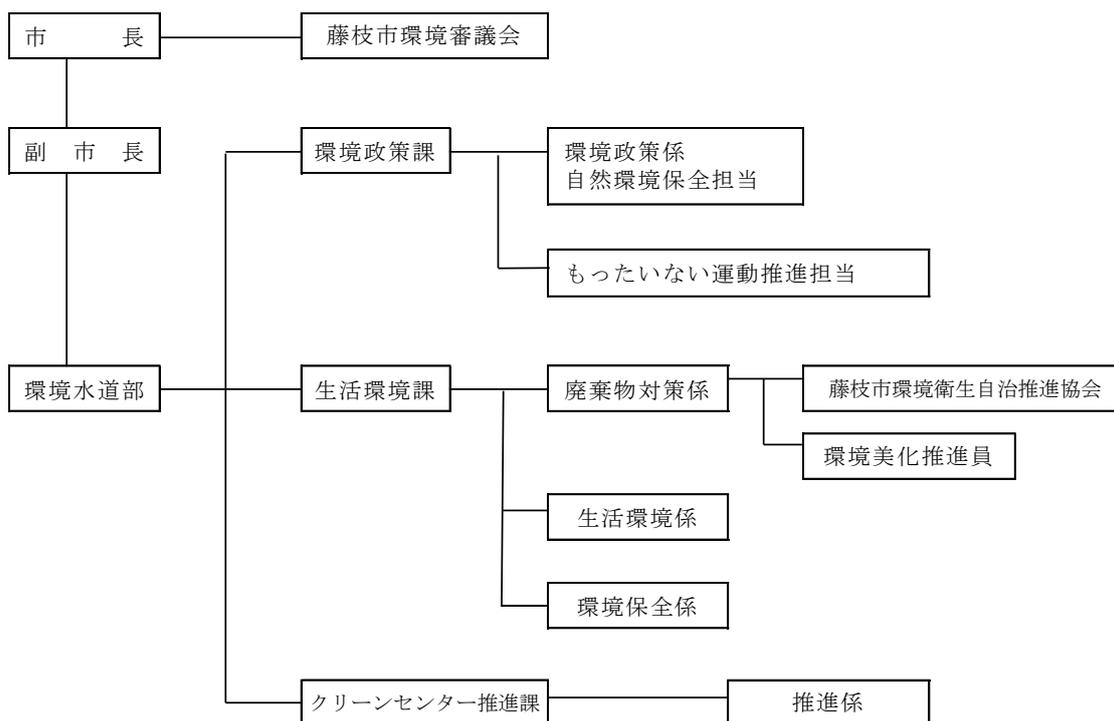
(令和7年3月31日現在)

人 口			世 帯 数
総 数	男	女	
139,290 人	68,050 人	71,240 人	62,002 世帯

【2】処理計画区域と市域処理施設の位置



### 【3】組織図



### 【4】職員配置

令和7年4月1日現在

	課長	主幹・係長	主任主査	主査	主任主事	主事		主事補	業務員	合計
<b>環境政策課</b>	1									1
環境政策係 自然環境保全担当		1			2	1				4
もったいない運動推進担当			1							1
<b>生活環境課</b>	1									1
廃棄物対策係		1		1					15	17
生活環境係		1			1					2
環境保全係		1		1		1				3
<b>クリーンセンター推進課</b>	1									1
推進係		1			1					2

## 【5】事務分掌

### 《環境政策課》

- ① 地球温暖化対策の推進に関すること。
- ② 環境基本計画に関すること。
- ③ 環境政策に係る企画及び調整に関すること。
- ④ 藤枝市環境審議会に関すること。
- ⑤ もったいない運動の推進に関すること。
- ⑥ 生物多様性地域戦略の推進に関すること。
- ⑦ 環境学習等の推進に関すること。
- ⑧ 再生可能エネルギー発電設備等管理基金に関すること。
- ⑨ 部内各課の連絡調整及び部内他課の所管に属しない事務に関すること。
- ⑩ 課内の庶務及び予算に関すること。

### 《生活環境課》

- ① 一般廃棄物（ごみ）の処理に関すること。
- ② ごみの減量及び資源化に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理業（ごみ）許認可及び指導監督に関すること。
- ④ 志太広域事務組合との連絡調整に関すること。
- ⑤ 藤枝市環境衛生自治推進協会との連絡調整に関すること。
- ⑥ 地域下水路清掃に関すること。
- ⑦ 畜犬に関すること。
- ⑧ 飼育ねこの適正飼育指導に関すること。
- ⑨ 墓地経営の許可に関すること。
- ⑩ 衛生害虫駆除に関すること。
- ⑪ 環境保全対策に関すること。
- ⑫ 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に関すること。
- ⑬ 公害苦情処理に関すること。
- ⑭ 大井川地域地下水利用対策協議会に関すること。
- ⑮ 危険な動物の飼養（保管）の許可に関すること。
- ⑯ 化製場等に関する法律に関すること。
- ⑰ 課内の庶務及び予算に関すること。

### 《クリーンセンター推進課》

- ① クリーンセンター建設用地の確保に向けた周辺地域及び関係者との調整に関すること。
- ② 志太広域事務組合との連絡調整に関すること。
- ③ クリーンセンター建設に伴う環境影響評価に関すること。
- ④ 課内の庶務及び予算に関すること。

【6】 予算・決算（環境衛生費より環境政策推進費を除いて算出）

（1） 清掃予算（当初）の推移

年度	一般会計 (千円)	清掃費 (千円)	一般会計に 占める割合	一人当たり (円)	一世帯当たり (円)
H元	23,380,000	1,412,012	6.0%	11,888	43,517
10	35,578,000	1,706,337	4.8%	13,228	42,789
20	37,780,000	1,836,944	4.9%	13,890	39,474
27	46,780,000	1,974,376	4.2%	13,484	35,069
28	47,680,000	1,834,500	3.8%	12,520	32,031
29	50,080,000	2,570,737	5.1%	17,580	44,289
30	50,880,000	1,996,456	3.9%	13,694	33,972
R元	52,980,000	3,424,221	6.5%	23,624	57,823
2	54,580,000	3,284,910	6.0%	22,772	54,972
3	54,680,000	2,503,629	4.6%	17,415	41,406
4	55,780,000	2,569,095	4.6%	17,971	42,206
5	57,680,000	3,289,888	5.7%	23,192	53,690
6	61,080,000	2,799,872	4.6%	19,947	45,489
7	66,680,000	2,875,012	4.3%	20,640	46,370

（2） 清掃科目別決算（平成25年度～令和6年度）及び当初予算（令和7年度）

歳入 (単位 千円)

科目 年度	使用料・手数料	国・県支出金	諸収入	計
H 25	45,384	44,587	15,912	105,883
26	45,716	63,001	12,664	121,381
27	43,945	47,560	17,263	108,768
28	40,972	47,888	13,970	102,830
29	39,955	86,420	13,880	134,105
30	38,423	85,978	13,111	137,512
R 元	36,904	34,692	10,778	82,374
2	35,831	53,070	7,917	96,818
3	34,931	83,240	10,226	128,397
4	34,545	39,269	12,826	86,640
5	31,034	36,557	10,172	77,763
6	30,312	37,941	11,573	79,826
R 7 (予算)	30,875	46,567	9,368	86,810

歳 出

(単位 千円)

科目 年度	環境衛生総務費	じん芥処理費	し尿処理費	計
H 2 5	1,071,628	311,249	115,770	1,498,647
2 6	1,230,091	319,126	134,191	1,683,408
2 7	1,322,035	303,521	109,806	1,735,362
2 8	1,146,892	311,216	112,879	1,570,987
2 9	2,030,827	315,672	100,440	2,446,939
3 0	1,368,094	314,684	116,164	1,798,942
R 元	2,283,403	351,984	99,988	2,735,375
2	2,389,061	363,415	98,521	2,850,997
3	1,701,814	376,095	97,324	2,175,236
4	1,446,932	400,474	91,934	1,939,340
5	2,612,539	433,168	92,668	3,138,375
6	2,000,692	438,437	138,779	2,577,908
R 7 (予算)	2,317,916	443,920	90,276	2,852,112



## 第2章 ごみ処理事業

## 【1】 一般廃棄物（ごみ）の収集処理の状況

藤枝市、焼津市の2市及び志太広域事務組合は令和4年3月に改訂した一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量・資源化に取り組んでいる。この計画は、地球温暖化をはじめとする環境問題に対応するため、環境負荷ができる限り低減される「循環型社会」及び「脱炭素社会」への転換を進めていくことを目指し、一般廃棄物の排出、収集、処理、処分にに関する基本方針並びに課題を明らかにし、今後の2市のごみを処理する志太広域事務組合における取組の指針となっている。

志太広域事務組合（昭和47年6月設立）では昭和49年焼津市に一色清掃工場を、昭和53年岡部町にリサイクルセンターを建設し、さらに、昭和58年藤枝市に高柳清掃工場を建設したが、現在、これらの施設の老朽化に伴い、新（仮称）クリーンセンターの整備・運営事業を進めている。

藤枝市では、燃やすごみを週2回、資源・不燃物を月1回、紙類を2週間に1回、容器包装プラスチックと木くず・剪定枝を週1回定期収集しており、集めたごみは志太広域事務組合等の処理施設でそれぞれ焼却・資源化処理している。

年々増加するごみの減量化対策として天ぷら廃油、紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール）、牛乳パック、雑紙、木くず・剪定枝、古着など分別収集の品目を徐々に増やし資源化に努めてきた。更に容器包装リサイクル法の施行により平成9年4月からペットボトルの収集、平成17年4月から容器包装プラスチックの分別収集を実施し、循環型社会の実現に向け再資源化に貢献してきた。その他の取組としては、平成15年8月から土、日曜日に資源・不燃物を持ち込める拠点回収施設「エコステーション」を開設し、市民の利便性の向上を図った。令和5年1月から製品プラスチック（PPまたはPE単一素材のみ）の分別収集を始め、令和6年4月に回収対象を塩ビ以外のプラスチックに拡大した。

平成23年4月から始めた燃やすごみの約50パーセントを占める生ごみの回収、たい肥化によるごみ減量効果は顕著で、環境省の実態調査（令和5年度実績）では、市民1人1日当たりのごみ排出量は636.9グラム（事業系を含む）で、これは人口10万人以上50万人未満の都市で第7位の少なさとなっている。

【2】 廃棄物処理区域内収集世帯・人口・割合（令和7年3月31日現在）

区 分	総 数	収集実数	収集割合
世帯数	62,002	62,002	100%
人 口	139,290	139,290	100%

【3】 燃やすごみの排出、収集方法

- ☆ 方 法・・・透明、半透明のポリ袋によるステーション方式
- ☆ 集積場所数・・・約 2,100 ヶ所
- ☆ 回 数・・・週 2 回

【4】 資源・不燃物の排出、収集方法

分類		出し方
①	無色透明びん	* 種類別に分けて出す。
	茶色びん	* びんのキャップは取る。
	化粧品びん	* 中味は残さず洗って出す。
	その他のびん	* ビールびん、酒びん、ジュースびん等の再使用できるびんは、買った店に引き取ってもらう。
②	金属類	鉄缶、金属くず、小型家電（LED 電球）に分けて出す。
③	アルミ缶	汚れを落としてから出す。
④	ペットボトル	キャップを取ってラベルをはがし、中を水洗いして足で踏みつぶす。
⑤	燃えない大型のごみ	自転車等大型の不燃物（家電 4 品目等除く）
⑥	天ぷら廃油	食用油（家庭用のみ）、中身だけを専用バケツに入れる。
⑦	乾電池	ボタン電池や小型充電式電池は空き缶等に入れる。 ※小型充電式電池はなるべくリサイクル協力店の回収を利用
⑧	蛍光灯・電球	水銀製品はビニール袋等に入れて口をしぼって出す。
⑨	陶器・ガラスくず	陶器類、ガラスに分けて出す。
⑩	製品プラスチック	プラスチックの単一素材の製品（塩ビ製品を除く）を袋に入れずにそのまま出す。
⑪	新聞紙	種類ごとに分別し、白色の紙ひもで縛る。 ※金具ビニール、セロハン等の異物は取り除く。
	雑誌・雑がみ	
	ダンボール	
	紙パック	
⑫	木くず・剪定枝	紙ひもか針金で縛る。
⑬	容器包装プラスチック	汚れを取り除き、ポリ袋に入れる。
⑭	古着	ビニール袋に入れる。（エコステーション、地区交流センター）
⑮	生ごみ（一部地区）	燃やすごみと同日に専用ポリ袋に入れて出す。
⑯	携帯電話・スマートフォン	電池を外し小型家電、または地区交流センターなどへ出す。※なるべく販売店の回収を利用
⑰	羽毛ふとん	ダウン 50%以上に限り、エコステーションに出す。

☆ステーション方式（⑭、⑯、⑰を除く）

集積場所数・・・約450ヶ所

回数・・・①～⑩月1回 ⑪およそ2週間に1回

⑫、⑬週1回燃やすごみ収集ステーションにて収集

⑭週2回燃やすごみ収集ステーションにて収集

☆エコステーション

①北部エコステーション

場所：藤枝市浄化センター南側駐車場

日時：毎週土・日曜日の午前9時から午後4時まで

回収品目：①、②（細かい鉄くず・鉄缶のみ）③、④、⑥～⑨、⑪、⑭、⑰

②南部エコステーション

場所：西部給食センター東側

日時：毎週土・日曜日の午前9時から正午、午後1時から午後4時まで

回収品目：①、②（細かい鉄くず・鉄缶のみ）、③、④、⑥～⑨、⑪、⑭、⑰

③岡部エコステーション

場所：大井川農業協同組合岡部支店倉庫

日時：毎週日曜日の午前9時から午後4時まで

回収品目：①、②（細かい鉄くず・鉄缶のみ）③、④、⑥～⑪、⑬、⑰

【5】収集車輛の内訳

令和7年3月31日現在

区分	車種	型式	台数（うち予備車）
直営	塵芥収集車	大型	5（1）
		中型・普通	4（1）
	トラック	普通・ユニック	1（1）
		普通・平ボディー	4
	小計		14（3）
民間委託	塵芥収集車	大型	13（2）
		中型	8（2）
	小計		21（4）
合計			35（7）

【6】事業活動に伴って生ずる一般廃棄物

①市が事業所に志太広域事務組合処理施設まで自ら運搬することを指示し  
処分する場合

イ 自ら運搬する場合、手数料は各施設へ

燃やすごみ 10kg当たり146円

資源・不燃物 10kg当たり146円

ロ 自ら運搬することができない場合、一般廃棄物収集運搬許可業者(有料)  
へ依頼

②自己処理を命ずる場合

志太広域事務組合処理施設で処分できない一般廃棄物を排出するとき

【7】一般廃棄物（ごみ）収集・運搬委託業者

業者名	所在地	業務内容	取扱廃棄物
藤枝環境整備事業共同組合	藤枝市谷稲葉137番地の1	収集・運搬	一般廃棄物
環境のミカタ(株)	藤枝市前島2丁目21番1号	収集・運搬・ 堆肥化・溶融 ペレット化処分	一般廃棄物 (生ごみ・廃プ ラスチック)

【8】一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者

一般廃棄物（ごみ）収集・運搬許可業者

令和7年4月1日現在

No.	会社名（個人名）	所在地（本店）	区分
1	(株)静岡環境保全センター	藤枝市高洲60番地の15	収集・運搬
2	(株)志太紙業	藤枝市高柳2335番地の1	収集・運搬
3	(株)故紙セントトヨタ	静岡市駿河区豊田3丁目10番16号	収集・運搬
4	(有)スカイ・アール	藤枝市時ヶ谷109番地	収集・運搬
5	(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内248番地の5	収集・運搬
6	便利屋ワーク	藤枝市南駿河台3丁目13番3号	収集・運搬
7	(有)エコログループ	島田市伊太2153番地の1	収集・運搬
8	(株)キャラバン	藤枝市天王町3丁目9番42号	収集・運搬
9	よろずや	焼津市八楠2丁目10番地の5	運搬のみ
10	(有)塚本商店	島田市島118番地1	収集・運搬
11	小林義一商店	焼津市保福島584番地の2	収集・運搬
12	(有)山崎商店	静岡市葵区南瀬名町6番3号	収集・運搬
13	(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣41番地	収集・運搬
14	(株)杉山	静岡市葵区慈悲尾288番地の1	収集・運搬
15	(株)静岡資源	静岡市葵区富厚里1837番地の1	収集・運搬
16	(株)岩本商店	静岡市葵区芝原25番地の34	収集・運搬
17	(株)中部美興	藤枝市仮宿1584番地の7	収集・運搬

No.	会社名（個人名）	所在地（本店）	区分
18	中部砕石(株)	焼津市野秋376番地の1	収集・運搬
19	(株)エーシー・クルー	静岡市駿河区中島1440番地の1	収集・運搬
20	(株)ケーアイサービス	静岡市清水区柏尾208番地の1	収集・運搬
21	(有)石山資源	焼津市石脇上599番地	収集・運搬
22	安藤紙業(株)	静岡市清水区蒲原1丁目8番37号	収集・運搬
23	(株)荒井産業	静岡市清水区鳥坂1345番地	収集・運搬
24	八方総業(有)	焼津市相川2211番地	収集・運搬
25	環境のミカタ(株)	藤枝市前島2丁目21番1号	収集・運搬
26	(有)ナオキ産業	焼津市吉永1242番地の2	収集・運搬
27	(株)石川金市商店	焼津市中新田1461番地の1	収集・運搬
28	藤枝環境整備事業協同組合	藤枝市谷稲葉137番地の1	収集・運搬
29	(有)三峯商店	焼津市柳新屋429番地の5	収集・運搬
30	すずき資源(株)	焼津市石津2204番地の7	収集・運搬
31	(株)港資源奥川商店	焼津市本町5丁目4番4号	収集・運搬
32	三光クリーンサービス	島田市中溝町1568番地の4	収集・運搬
33	(株)丸正	藤枝市岡部町岡部813番地	収集・運搬
34	桜井資源(株)	島田市中溝町2560番地の1	収集・運搬
35	(有)塚本興業	藤枝市谷稲葉435番地の1	収集・運搬
36	望月商店	焼津市下小田421番地の1 シティホームサランテA103	運搬のみ
37	(有)江端商店	藤枝市横内2254番地	収集・運搬
38	(株)ヤマカ片野商店	焼津市惣右衛門119番地の1	収集・運搬
39	(株)キャラバンプラス	藤枝市天王町3丁目9番42号	収集・運搬
40	(有)リプロ	牧之原市静波2220番地196	運搬のみ
41	木材開発(株)	大阪市住之江区新北島三丁目6番45号	収集・運搬

一般廃棄物（ごみ）処分業許可業者

令和7年4月1日現在

No.	会社名（個人名）	廃棄物の種類
1	環境のミカタ(株)	廃プラスチック類、動植物性残さ（生ごみ）
2	木材開発(株)	木くず、剪定枝、草、植物性残さ、繊維くず
3	(株)志太紙業	廃プラスチック類、紙くず
4	安藤紙業(株)	廃プラスチック類（PETボトル）、紙くず
5	(株)キャラバン	木くず、剪定枝、草、繊維くず、金属くず、廃プラスチック類、水銀使用製品
6	(有)塚本興業	廃プラスチック類、アルミ缶、鉄缶、PETボトル、動植物性残さ（生ごみ）
7	(株)故紙センタートヨタ	紙類

## 【9】ごみ収集量の推移

(単位 人、世帯、t)

年度	人口 (世帯数)	燃やす ごみ	資源・ 不燃ごみ (生ごみ)	容器包装プ ラシック	木くず ・ 剪定枝	天ぷら 廃油	古着	紙類	合計	
昭和 50	93,040 (23,545)	13,220	5,081						18,301	
60	113,614 (30,288)	20,033	3,319						23,352	
平成 元	120,322 (33,216)	26,780	3,625			29			30,434	
5	125,184 (36,491)	29,705	3,787			33		182	33,707	
10	129,582 (40,645)	26,263	3,623			29		5,650	35,565	
15	131,467 (44,283)	27,870	3,163		836	25	33	7,255	39,182	
20	藤 枝	132,318 (47,060)	24,600	2,345	1,423	850	20	25	5,688	34,951
	岡 部	12,463 (4,024)	424	101	39	9	—	—	154	727
25	146,459 (55,419)	22,774	2,023 (473)	1,570	1,388	21	47	2,236	30,532	
26	146,427 (56,300)	22,313	1,882 (667)	1,561	1,420	20	65	1,781	29,709	
27	146,530 (57,272)	22,137	1,795 (805)	1,572	1,374	22	72	1,442	29,219	
28	146,233 (58,044)	21,768	1,703 (824)	1,566	1,316	20	77	1,155	28,429	
29	145,789 (58,766)	21,542	1,705 (798)	1,570	1,414	20	79	934	28,062	
30	144,941 (59,219)	21,875	1,851 (758)	1,575	1,685	19	81	804	28,648	
令和 元	144,249 (59,756)	21,679	1,902 (967)	1,596	1,247	18	95	695	28,199	
2	143,765 (60,465)	21,791	2,020 (1,091)	1,634	1,426	19	100	624	28,705	
3	142,955 (60,870)	21,326	1,792 (1,210)	1,643	1,408	16	101	568	28,064	
4	141,857 (61,276)	21,025	1,748 (1,113)	1,605	1,493	14	97	505	27,600	
5	140,365 (61,550)	19,687	1,712 (1,036)	1,550	1,493	13	87	422	26,000	
6	139,290 (62,002)	19,218	1,699 (1,057)	1,532	1,489	12	83	371	25,461	

※ごみ排出量各数値は小数部分を四捨五入し整数化した値であり、合計が一致しない場合がある。

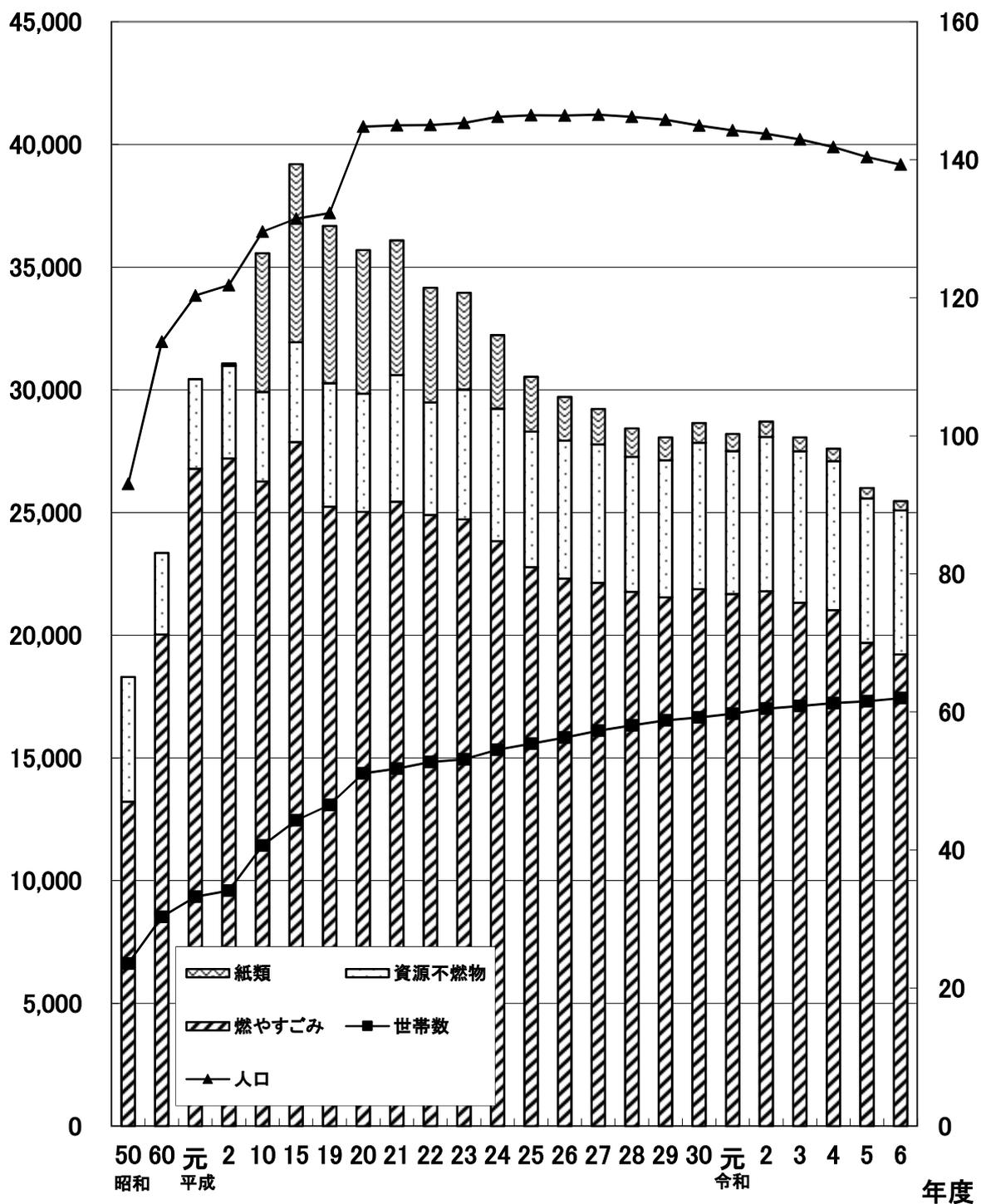
※平成20年度岡部町分は1～3月分とする。

※令和4年度から資源・不燃ごみに製品プラスチックを含む。

収集量(t)

### ごみ収集量の推移

人口・世帯数



\* 資源・不燃物には木くず・剪定枝、容器包装プラスチック、食用油、古着類を含む

【10】令和6年度燃やすごみ収集量

月	直 営 分		委 託 分		合 計	
	台 数 (台)	収集量 (t)	台 数 (台)	収集量 (t)	台 数 (台)	収集量 (t)
4	183	291.83	651	1,615.60	834	1,907.43
5	196	295.60	645	1,522.34	841	1,817.94
6	167	241.47	550	1,309.29	717	1,550.76
7	200	272.29	646	1,426.14	846	1,698.43
8	182	255.86	632	1,331.08	814	1,586.94
9	168	248.07	611	1,315.25	779	1,563.32
10	199	265.44	641	1,383.94	840	1,649.38
11	178	242.42	610	1,311.14	788	1,553.56
12	176	259.41	655	1,434.75	831	1,694.16
1	154	238.23	596	1,251.54	750	1,489.77
2	151	200.61	573	1,058.06	724	1,258.67
3	164	228.78	604	1,218.43	768	1,447.21
合計	2,118	3,040.01	7,414	16,177.56	9,532	19,217.57
平均	177	253.33	618	1,348.13	794	1,601.46

【11】令和6年度生ごみ収集量

月	台 数	収集量 (t)	月	台 数	収集量 (t)
4	58	79.630	10	47	91.000
5	55	78.455	11	47	87.700
6	49	85.685	12	50	95.890
7	57	106.880	1	53	94.735
8	53	96.970	2	39	73.795
9	44	82.885	3	41	83.570
			合計	593	1,057.195
			平均	49	88.100

【12】令和6年度資源・不燃物収集量

(1) 志太広域事務組合共通の資源・不燃物収集及び容器包装リサイクル法に基づくペットボトル

月	台数	収集量(t)	左のうち ペットボトル収集量(t)
4	269	126.42	5.43
5	285	140.98	6.25
6	275	120.58	6.01
7	295	122.88	7.08
8	277	122.61	7.70
9	265	122.71	6.85
10	280	125.39	6.52
11	270	129.75	5.39
12	268	143.66	5.19
1	259	137.61	5.30
2	248	105.59	4.22
3	270	111.60	4.62
合計	3,261	1,509.78	70.56
平均	272	125.82	5.88

(2) 木くず・剪定枝

月	台数	収集量(t)	月	台数	収集量(t)
4	202	102.00	10	249	149.76
5	214	144.53	11	296	210.77
6	216	121.13	12	253	156.44
7	226	94.29	1	217	86.78
8	193	77.46	2	210	75.01
9	226	158.43	3	233	112.78
			合計	2,735	1,489.38
			平均	228	124.115

(3) 藤枝市独自の資源物

月別	天ぷら 廃油 (t)	アルミ缶 (t)	製品プ ラスチ ック(t)	紙類 (t)				
				新 聞	雑誌・雑紙	ダンボール	紙パック	合 計
4	1.10	2.65	10.860	10.49	11.96	4.32	0	26.77
5	1.10	3.05	12.580	16.54	17.35	6.33	0.63	40.85
6	1.10	2.53	9.300	12.68	12.08	4.56	0	29.32
7	1.10	2.52	9.190	15.88	15.12	5.91	0	36.91
8	1.29	2.98	9.505	9.11	9.97	4.41	0.72	24.21
9	0.92	2.59	13.310	12.93	13.73	5.31	0	31.97
10	0.92	2.87	16.300	9.98	10.12	4.16	0	24.26
11	1.10	2.47	16.830	13.80	13.77	4.88	0.73	33.18
12	0.74	2.35	18.460	14.94	16.86	6.12	0	37.92
1	1.10	2.24	15.340	12.71	13.88	4.90	0.55	32.04
2	0.92	1.85	13.460	10.78	11.13	3.79	0	25.70
3	0.92	1.70	14.490	11.21	13.06	3.75	0	28.02
合計	12.31	29.80	159.625	151.05	159.03	58.44	2.63	371.15
平均	1.03	2.48	13.302	12.59	13.25	4.87	0.22	30.93

(4) 容器包装プラスチック

月	台 数	収集量 (t)	月	台 数	収集量 (t)
4	208	130.54	10	221	131.15
5	225	142.00	11	202	120.81
6	195	118.54	12	208	127.36
7	217	132.61	1	217	139.46
8	216	136.29	2	192	112.14
9	201	121.06	3	200	120.40
			合計	2,502	1,532.36
			平均	209	127.70

【13】令和6年度のごみ処理の状況

(1) 一人当たりのごみの排出量 (収集分)

	年 間	1 日
燃やすごみ	137.97 kg	377.99 g
資源・不燃物	21.84 kg	59.84 g
木くず・剪定枝	10.69 kg	29.29 g
容器包装プラスチック	11.00 kg	30.14 g
紙類	2.66 kg	7.30 g
計	184.16 kg	504.56 g

(2) 令和6年度ごみ処理経費

収 集

(燃やすごみ)	302,856,000円
(資源・不燃物)	174,942,000円
(紙 類)	6,074,000円
(生ごみ・製品プラ)	129,854,000円
清掃工場 (木くず・剪定枝の処理経費を含む)	404,861,000円
リサイクルセンター	78,971,000円
生ごみ・製品プラ処理	31,137,000円
焼却灰処分	104,432,000円
合 計	1,233,127,000円

(3) 1トン当たりのごみ処理経費

	燃やすごみ	資源・不燃物	紙類
収集運搬	15,759円	29,126円	16,366円
中間処理	14,601円	24,265円	△7,286円
最終処分	4,046円	—	—
計	34,406円	53,391円	9,080円

※ 木くず・剪定枝の処理経費は、燃やすごみの中間処理経費を含む。

※ 生ごみ処理経費は資源・不燃物の処理経費を含む。

## (4) 有価物の売却収入 (市直接売却分)

(単位 円)

	紙 類	アルミ缶	古 着	天ぷら廃油	その他	計
令和 2	3,311,300	3,658,292	500,200	412,000	15,886	7,897,678
3	3,053,330	6,142,015	502,900	348,000	16,840	10,063,085
4	3,581,710	8,228,528	482,400	312,000	21,715	12,626,353
5	3,084,380	6,087,851	436,850	288,000	19,931	9,917,012
6	2,704,230	7,802,465	416,300	268,000	22,361	11,213,356

## 【14】一人当たりのごみ排出量の推移

年 度	年間 (kg)	1日 (g)	指 数
平成 元	252	690	100
10	275	752	109
20	264	724	105
28	194	533	77
29	192	527	76
30	198	542	79
令和 元	196	534	77
2	200	547	79
3	196	538	78
4	195	533	77
5	185	507	73
6	187	511	71

## 【15】ごみ処理経費の推移 (t当たり)

(単位 円)

年度	収集運搬※1	処 理 ・ 処 分		
		燃やすごみ※2	資源・不燃物	紙類
平成元	9,011	7,646	13,999	—
10	11,363	14,002	21,339	616
20	14,888	14,814	9,418	—
28	17,603	12,946	15,610	—
29	17,368	13,284	13,711	—
30	17,235	15,587	15,193	—
令和元	19,115	15,265	19,502	—
2	17,782	16,933	21,047	—
3	20,477	20,452	19,549	—
4	20,317	19,505	19,267	—
5	21,441	18,485	20,963	—
6	18,787	18,368	24,265	—

※1 可燃・不燃・資源・紙類

※2 H15年度より木くず処理経費は燃やすごみに含める

【16】志太広域事務組合におけるごみ処理

(1) 燃やすごみ

(単位：t)

	収集分	直接搬入	計	焼却灰
藤枝市	19,217.57	6,593.75	25,811.32	2,547.0
焼津市	21,700.02	8,313.66	30,013.68	2,962.0
計	40,917.59	14,907.41	55,825.00	5,509.0

(2) 木くず・剪定枝

(単位：t)

	収集分	直接搬入	計
藤枝市	1,489.38	426.70	1,916.08
焼津市	1,263.08	337.73	1,600.81
計	2,752.46	764.43	3,516.89

(3) 資源・不燃ごみ

(単位：t)

	収集分	直接搬入	計
	3,042.14	153.22	3,195.36
	3,006.94	64.40	3,071.34
計	6,049.08	217.62	6,266.70

【17】藤枝市のごみの資源化率・リサイクル率（事業者からの排出量含む）

(単位：t)

資源ごみ + 紙類 + 天ぷら廃油 + 木くず + 容器包装プラ + 古着 + 生ごみ  
 1,852.43      371.15      12.31      1,916.08      1,532.36      84.38      1,057.20

燃やすごみ + 資源ごみ + 紙類 + 天ぷら廃油 + 木くず + 容器包装プラ + 古着 + 生ごみ  
 25,811.32      1,852.43      371.15      12.31      1,916.08      1,532.36      84.38      1,057.20

$$= \frac{6,825.91}{32,637.23} = \boxed{20.91\%}$$

【18】 藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金実績

年度	コンポスト	密閉式容器	電気式	粉砕機	合計	補助金額
H5～7	1,954	———	———	———	1,954	5,862,000
8～9	137	737	———	———	874	1,236,270
10～13	103	321	933	———	1,357	9,946,470
14～19	160	186	765	107	1,218	15,458,610
20	17	45	84	4	150	1,670,760
21	22	30	69	0	121	1,355,250
22	18	14	31	4	67	677,590
23	46	12	46	2	106	1,220,000
24	35	18	69	3	125	1,678,810
25	43	12	63	1	119	1,550,990
26	26	21	61	4	112	1,355,340
27	26	7	28	2	63	731,650
28	16	4	35	1	56	705,100
29	15	8	24	1	48	555,160
30	20	1	34	2	57	632,120
R元	28	3	37	8	76	785,780
2	33	8	59	14	114	1,156,390
3	38	2	63	7	110	1,361,060
4	31	3	41	9	84	978,930
5	25	1	94	7	127	1,937,120
6	16	5	80	5	106	1,438,970
合計	2,809	1,438	2,616	181	7,044	52,294,370

※平成14年度より電気式の上限額を30,000円に改正している。

<藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金>

令和6年度 当初予算額 2,000,000円

	補助率	上限
コンポスト・密閉式容器	1/2	5,000円
電気式・粉砕機	1/3	30,000円

【19】処理施設の概要

(1) 清掃工場 (志太広域事務組合所有)

施設名	高柳清掃工場	一色清掃工場
所在地	藤枝市高柳2338-1	焼津市一色1545-19
敷地面積	17,349 m <sup>2</sup>	13,057 m <sup>2</sup>
建設面積	管理棟 399 m <sup>2</sup>	管理棟 3,001 m <sup>2</sup> (処理棟)
	処理棟 3,250 m <sup>2</sup>	
処理能力	255 t / 24 h (85 t × 3基)	120 t / 24 h (120 t × 1基)
総事業費	4,459,855,000 円	1,164,583,000 円
	建設費等 4,122,790,000 円	
	用地費 326,254,000 円	
	事務費 10,811,000 円	
財源	国庫補助 892,500,000 円	76,244,000 円
	起債 2,591,500,000 円	843,200,000 円
	一般財源 975,855,000 円	245,139,000 円
工期	着工 昭和56年9月	昭和63年9月
	完成 昭和59年3月	平成元年8月
設計・施工	株式会社 タクマ	久保田鉄工(株)

(2) リサイクルセンター（志太広域事務組合所有）

所在地	藤枝市岡部町内谷 8 3 3 - 2	
敷地面積	5, 0 4 1 m <sup>2</sup>	
建設面積	管理棟	1 0 8 m <sup>2</sup>
	処理棟	9 6 9 m <sup>2</sup>
処理能力	5 0 t / 5 h	
総事業費	381, 415, 000 円	
	建設費等	266, 780, 000 円
	用地費	113, 358, 000 円
	事務費	1, 277, 000 円
財源	起債	364, 000, 000 円
	一般財源	17, 415, 000 円
工期	着工	昭和 5 2 年 1 2 月
	完成	昭和 5 3 年 8 月
設計・施工	富士電機総設(株)	

(3) 最終処分場

兵太夫最終処分場（藤枝市所有）

所在地	藤枝市兵太夫 7 - 1 他
埋立面積	1 4, 7 0 6 m <sup>2</sup>
埋立容積	1 6, 9 3 8 m <sup>3</sup>
埋立開始年月	昭和 6 1 年 4 月
埋立対象物	コンクリート・ブロック・瓦・レンガ 火災等災害ガレキ

下之郷最終処分場（志太広域事務組合所有）

所在地	藤枝市下之郷 9 1 7 - 1 他
総面積	5, 5 0 2 m <sup>2</sup>
全体容量	1 2, 0 0 0 m <sup>3</sup>
埋立開始年月	平成 1 5 年 2 月
埋立対象物	陶器・ガラスくず

※平成 2 5 年 1 月末で埋立終了

(4) エコステーション (藤枝市所有)

北部エコステーション (城南)

所在地	藤枝市城南三丁目 藤枝市浄化センター敷地内
敷地面積	875 m <sup>2</sup>
建物面積	事務所 7.58 m <sup>2</sup> 収容施設 70.24 m <sup>2</sup> + 9.56 m <sup>2</sup> = 79.8 m <sup>2</sup>
開設年月日	平成15年8月9日
収集対象物	資源・不燃ごみの一部、紙類、古着、 羽毛ふとん

南部エコステーション (大洲)

所在地	藤枝市大西町一丁目9番地の3 西部学校給食センター敷地内
敷地面積	356.29 m <sup>2</sup>
建物面積	事務所 7.28 m <sup>2</sup> 収容施設 27.23 m <sup>2</sup> + 7.28 m <sup>2</sup> = 34.51 m <sup>2</sup>
開設年月日	平成20年10月1日
収集対象物	資源・不燃ごみの一部、紙類、古着、 羽毛ふとん

岡部エコステーション

所在地	藤枝市岡部町内谷646番地の1 大井川農業協同組合岡部支店敷地内
敷地面積	3,586 m <sup>2</sup> の一部
建物面積	266 m <sup>2</sup>
開設年月日	平成15年5月11日
収集対象物	資源・不燃ごみの一部、紙類、 容器包装プラスチック、 製品プラスチック、羽毛ふとん



## 第 3 章 環境衛生事業

## 【1】藤枝市環境衛生自治推進協会の沿革

快適な生活環境を目指し、昭和30年に「蚊と蠅のいない生活」実践運動が提唱され、昭和35年、区内に衛生部長制度を設けて事業の推進が図られた。

その後、厚生省の委託事業団として「全国衛生組織連合会」が発足し、住民自らが住みよい衛生的な環境作りに奉仕することを目的とした組織作りの呼び掛けにより、衛生部長制度を基に、昭和40年藤枝市環境衛生自治推進協会が設立された。

当初の活動は、鼠族、衛生害虫駆除、下水路清掃などが主なものであったが、経済の発達とともに、生活環境が改善された現在では、これらの衛生事業とともに、ごみの減量化、分別の徹底を重点的に指導する組織として、行政と地域住民が一体となって活動を行っている。

## 【2】環境美化事業

関東地方1都10県の統一事業として、昭和57年から散乱空き缶対策キャンペーン事業を実施している。例年5月の最終日曜日を「統一美化運動の日」とし統一美化キャンペーン（530運動）を実施している。

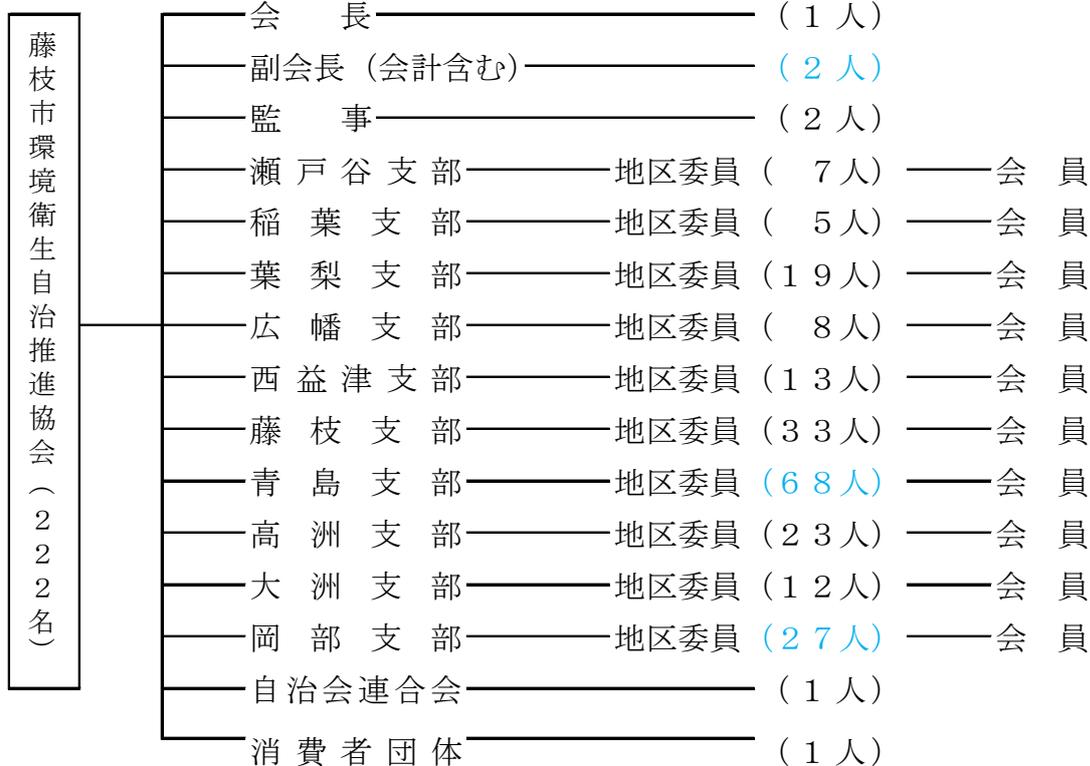
また、例年4月に古びな人形の回収、8月には精霊送りの供物の回収を実施している。

そして、平成15年7月藤枝市まちをきれいにする条例（同年10月1日施行）を制定し、市民、事業者、所有者、市それぞれの責任と役割を明確にし、協力してより一層の地域環境の美化を推進している。

また、条例に基づき、「環境美化推進員」（令和7年4月1日現在220名）を委嘱し、地域の環境美化の指導や不法投棄の報告などの活動を実践している。

【3】藤枝市環境衛生自治推進協会組織図

(R7.4.1現在)



☆事務局：生活環境課 廃棄物対策係

【4】藤枝市環境衛生自治推進協会事業計画

- ①資源リサイクルの推進
- ②ごみの減量・分別の徹底
- ③河川・下水路の清掃
- ④衛生害虫の駆除事業
- ⑤地域環境に関すること
  - ・古びな人形の回収
  - ・不法投棄監視パトロール
  - ・定期総会
  - ・先進都市視察
  - ・地区別連絡会
  - ・統一美化キャンペーン
  - ・環境美化活動
  - ・精霊送りの供物の回収
  - ・ごみ集積所早朝実態調査・指導

【5】令和6年度防疫薬剤購入状況（補助対象分）

環自協組織、自治会等を中心に実施している衛生害虫駆除事業に係る薬剤購入補助制度を昭和52年から実施している。

薬 剤	規 格	単 価(円)	数 量	金 額(円)
水性サフロチン乳剤	18L	22,400	4	89,600
スミチオン粉剤	10kg	5,600	2	11,200
ミディ発泡錠	100錠	3,080	74	227,920
合 計				328,720

令和6年度補助交付額

$$328,720円 \times 80\% = 262,976円$$

【6】令和6年度環境整備事業等補助金制度

環自協組織、自治会等を中心に行う、地域の生活環境整備事業、若しくは浄化する事業又はごみ減量化を図る事業に係る補助制度を昭和55年から実施している。

件 数	金 額 (円)
78	4,206,921

### 【7】畜犬の登録及び適正飼育指導

狂犬病予防法に基づく登録等は、生活環境課等の窓口で受け付けている。

また、犬の鳴き声や不適切なフンの処理対策として、注意看板や広報紙等を活用し、飼育者への啓蒙を図っている。

平成12年度の狂犬病予防法改正に伴い、それまで県が行っていた犬の登録事務等が権限移譲され市の業務となった。

令和6年度実績

新規登録頭数	863
死亡頭数	583

年度別登録頭数

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
畜犬登録数	9,313	9,104	8,970	8,837	8,490	8,388	8,200	8,009	8,092	8,087

### 【8】飼育ねこの登録及び適正飼育指導

藤枝市では、ねこの健康及び安全を保持し、人に迷惑を及ぼすことのないように適正に保護管理するため、独自に『ねこの保護管理指導要綱』を制定し昭和57年6月1日より施行している。

平成8年4月1日に『飼いねこ適正飼育補助金交付要綱』を施行し、飼いねこの避妊・去勢手術費の一部を補助している。

飼いねこの登録匹数と適正飼育補助金交付実績及び当初予算

年 度	新規登録匹数	年度末登録匹数	飼いねこ適正飼育補助金交付匹数	補助金交付金額（円）
H25	397	7,815	281	1,123,600
26	488	8,137	309	1,236,000
27	470	8,457	324	1,296,000
28	549	8,784	356	1,424,000
29	525	9,194	375	1,500,000
30	508	9,628	399	1,596,000
R元	545	10,005	419	1,676,000
2	581	10,498	422	1,687,500
3	519	10,906	402	1,608,000
4	457	11,294	319	1,276,000
5	357	11,523	236	944,000
6	374	9,939	243	972,000
R7(予算)	—		325	1,300,000

## 一般廃棄物処理事業の沿革

年	月	法律・市条例等	事項	備考
明治 33	4	汚物清掃法		
		下水道法		
		清掃保持に関する取締規則		
大正 6	4	塵芥下水廁取締規則		
大正 10		水槽便所取締規則		
昭和 5		汚物清掃法改正		
昭和 25	5	建築基準法		
昭和 29		清掃法		
昭和 29		藤枝市清掃条例制定		
昭和 30		藤枝市清掃条例施行規則制定		
昭和 40			藤枝市環境衛生自治推進協会設立	
昭和 40	5		花倉清掃工場竣工	可燃ごみ処理施設
昭和 40	6	藤枝市飼い犬条例制定		
昭和 40	7	藤枝市飼い犬条例施行規則制定		
昭和 45	10		ごみ収集一部業務委託開始 (委託者:塚本孟夫)	
昭和 45	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
		水質汚濁防止法		
昭和 47	6		志太二市二町環境整備組合設立	
昭和 47	10	藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定		
昭和 47	10	藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する規則制定		
昭和 49	3		志太二市二町環境整備組合立 一色清掃工場竣工	可燃ごみ 処理施設80t/8h(40t/8 h×2炉) 久保田鉄工(株)設計施工
昭和 50	3	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例制定		
昭和 50	5	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法		
昭和 50	7	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則制定		
昭和 52			衛生害虫駆除事業に係る薬剤購入補助制度開始	
昭和 53	8		志太二市二町環境整備組合立 リサイクルセンター竣工	50t/5h 富士電機総設(株)

年	月	法律・市条例等	事項	備考
昭和 57	5		統一美化運動(530運動)開始	
昭和 57	6	藤枝市ねこの保護管理指導要綱施行		
昭和 58	5	浄化槽法		
昭和 59	3		志太二市二町環境整備組合立高柳清掃工場竣工	可燃ごみ処理施設 255t/日(85t/日×3炉) (株)タクマ設計施工
昭和 60			天ぷら廃油分別収集開始	
平成 元	8		志太二市二町環境整備組合立一色清掃工場基幹的施設整備	可燃ごみ処理施設 80t/8hから120t/日に増築 久保田鉄工(株)設計施工
平成 2	9		紙類(新聞紙・雑誌・ダンボール)分別収集開始	
平成 3	4	資源有効利用促進法		
平成 3	9		牛乳パック分別収集開始	
平成 5	11	環境基本法		
平成 7	6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)		
平成 7	7		雑がみ分別収集開始	
平成 7	12	一般廃棄物処理基本計画策定		
平成 8		藤枝市生ごみ堆肥化処理容器購入手業費補助金交付要綱施行		
平成 8	4	藤枝市飼いねこ適正飼育補助金交付要綱施行		
平成 9	4		燃やすごみの排出を透明または半透明の袋に指定 ペットボトルの分別収集開始	
平成 10	4	藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金交付要綱施行		
平成 10	6	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布		
平成 11	7	ダイオキシン類対策特別措置法		
平成 12	4		合理化事業計画によるごみ収集業務一部委託開始 (委託者:株藤衛 3台) 白色食品トレイ回収開始	
平成 12	6	循環型社会形成推進基本法		
平成 12	6	浄化槽法の一部改正		
平成 12	6	食品循環資源の再生利等の促進に関する法律(食品リサイクル法)		

年	月	法律・市条例等	事項	備考
平成 13	6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		
平成 14	4		祝日特別収集開始 合理化事業計画によるごみ収集業務一部委託追加 (委託者:㈱藤衛 3台)	
平成 14	7	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)		
平成 15	2		志太二市二町環境整備組合立高柳清掃工場・一色清掃工場排ガス高度処理施設整備完了	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設整備 月島機械(株)設計施工
平成 15	3	一般廃棄物処理基本計画策定		
平成 15	4		木くず・剪定枝分別収集開始	
平成 15	5		エコステーション開設(岡部)	
平成 15	7	藤枝市まちをきれいにする条例制定		
平成 15	8		リサイクルステーション(城南)開設	
平成 15	9	藤枝市まちをきれいにする条例施行規則制定		
平成 15	11		ごみ減量化推進員の設置	
平成 16	4		合理化事業計画によるごみ収集業務一部委託追加 (委託者:㈱藤衛 3台)	
平成 16	8	地震災害一般廃棄物処理要綱作成		
平成 16	11		容器包装プラスチック一部地区分別収集開始	
平成 17	4		容器包装プラスチック市内全域分別収集開始	
平成 17	7	藤枝市浄化槽設置補助金交付要綱施行		
平成 18	3		白色食品トレイ分別収集終了 バッテリーの収集終了	
平成 18	11		藤枝市・もったいない運動推進本部設置	
平成 19	3	地震災害がれき・し尿・ごみ処理ガイドライン作成 一般廃棄物処理基本計画改訂	PETボトルのスーパー店頭回収終了	
平成 20	10		リサイクルステーション(大洲)開設	
平成 21	4		旧岡部町との収集体制一元化	
平成 23	4		生ごみ一部地区分別収集開始	藤岡1、4
平成 23	5		生ごみ一部地区分別収集開始	駿河台3、5 南駿河台1、2

年	月	法律・市条例等	事 項	備 考
平成 23	10		生ごみ一部地区分別収集開始	白藤団地
平成 23	11		生ごみ一部地区分別収集開始	南駿河台5、6
平成 24	3	一般廃棄物処理基本計画改訂		
平成 24	6		生ごみ一部地区分別収集開始	藤岡全域に拡大 駿河台全域に拡大
平成 24	9		細かい剪定枝・落ち葉を木くずとして回収開始	
平成 24	10		生ごみ一部地区分別収集開始	南新屋
平成 24	11		生ごみ一部地区分別収集開始	新南新屋
平成 25	6		生ごみ一部地区分別収集開始	青木全域 岡出山1、2、3
平成 25	10		生ごみ一部地区分別収集開始	東町
平成 26	10		生ごみ一部地区分別収集開始	兵太夫全域
平成 28	4		チャイルドシート、スーツケースの 収集停止	
平成 29	3	一般廃棄物処理基本計画改訂		
平成 29	4		収集業務委託の一本化 3者から1者(14台)	藤枝環境整備事業協同 組合
平成 29	9		小型家電(携帯電話、スマートフォン)のBOX回収開始	
平成 31	4		生ごみ一部地区分別収集開始	高柳全域
令和 2	3	藤枝市戸別収集実施要綱施行		
令和 2	4		生ごみ一部地区分別収集開始 収集業務一部委託追加 高齢者・障害者等のごみ戸別収集 事業開始	志太、瀬古 (委託者:藤枝環境整備 事業協同組合 1台)
令和 3	4		生ごみ一部地区分別収集開始 収集業務一部委託追加 羽毛布団エコステーション回収開 始	原、木町 (委託者:藤枝環境整備事 業協同組合 1台)
令和 4	3	一般廃棄物処理基本計画改訂		
令和 4	4		リネットジャパンリサイクル(株)と協定 し処理の仕方の選択肢としてパソ コンの宅配便による回収を紹介	
令和 4	11		(株)マーケットエンタープライズと協 定を締結し、ホームページで「おい くら」を紹介しリユースの推進	
令和 5	1		製品プラスチック(PP又はPEの単 一素材のみ)分別収集開始	
令和 5	4		犬のマイクロチップ情報特例通知 によるみなし鑑札を開始	
令和 6	4		製品プラスチック収集素材の拡大 (塩ビ以外のプラスチック100%)	

## 第 4 章 參考資料

# 藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 10 月 1 日

条例第 19 号

藤枝市清掃条例(昭和 29 年藤枝市条例第 58 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づき、藤枝市(以下「市」という。)が行う廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理計画)

第 2 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により、毎年度一般廃棄物の処理計画を定め、年度当初に告示するものとする。処理計画を変更したとき、又は取り消したときも同様とする。

(技術管理者)

第 2 条の 2 法第 21 条第 3 項の規定により、市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 規則の定めるところにより、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(土地又は建物の占有者等の義務)

第 3 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、法第 2 条の 3 の規定に基づき、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては自ら処理するよう努め、自ら処理しない一般廃棄物については前条の一般廃棄物処理計画に従って適正に分別、保管又は排出を行わなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理)

第 4 条 占有者は、一時に多量の一般廃棄物を排出したときは、速やかに市長に届け出てその処理の方法について指示を受けなければならない。

(事業活動に伴って生じた廃棄物の処理)

第5条 事業者は、事業系廃棄物(法第3条第1項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。

(犬、ねこ等の死体の処理)

第6条 占有者は、犬、ねこ等の死体について、他の一般廃棄物と区分し、その処理の方法につき、市長の指示を受けなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第7条 市は、一般廃棄物の収集及び運搬に関し、別表の手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第8条 市長は、次の各号に該当する者に対しては、手数料を減額又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受ける者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(一般廃棄物処理業等許可申請手数料)

第9条 法第7条第1項若しくは第6項若しくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際次に定める額の手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料1件につき 5,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可申請手数料1件につき 10,000円
- (3) 許可証再発行申請手数料1件につき 3,000円

(集積場所からの収集又は運搬の禁止)

第10条 市又は市から一般廃棄物の収集運搬を委託された者を除き、何人も市が指定した一般廃棄物の集積場所から資源化物その他排出された物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、資源化物その他排出された物を収集し、又は運搬した者に対して、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、職員をして前項に規定する命令をさせることができる。この場合において、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第11条 前条第2項又は第3項の規定による命令に従わないときは、その者に対し、5万円以下の過料を科する。

(浄化槽の維持管理)

第12条 浄化槽(処理能力500人分以下の浄化槽に限る。)の設置者は、浄化槽の適正な維持管理に努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の藤枝市清掃条例の規定に基づいて徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和48年3月20日条例第7号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年7月13日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月25日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、し尿浄化槽清掃業の許可を受けている者については、この条例の相当規定により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成5年3月23日条例第8号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月26日条例第34号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第2の規定は、平成10年4月1日以後に行った一般廃棄物の処理について適用し、同日前に行った一般廃棄物の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第28号)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 普通世帯以外の事務所、事業所から排出された一般廃棄物で、市が平成20年12月31日までに収集したものの手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月22日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

し尿汲み取り手数料

種別	取扱区分	手数料(円)
普通料金	し尿10リットルにつき	150
ホース3本以上使用		180

備考

- 1 許可の汲み取り手数料は、この限りでない。
- 2 手数料の金額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

# 藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

昭和 47 年 10 月 1 日

規則第 16 号

藤枝市清掃条例施行規則(昭和 30 年藤枝市規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年藤枝市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者)

第 1 条の 2 条例第 2 条の 2 第 4 号の規定により同項第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理施設技術管理者講習を修了した者とする。

(し尿汲み取り手数料の徴収)

第 2 条 条例第 7 条の規定により徴収すべきし尿汲み取り手数料は、汲取通知書兼請求書(第 1 号様式)により徴収する。

(手数料の減免)

第 3 条 条例第 8 条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第 4 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(第 3 号様式)に、条例第 9 条の規定による許可申請手数料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、法第 7 条第 5 項又は第 10 項に規定する許可基準に従った調査を行い、許可又は不許可の決定をしなければならない。

(浄化槽清掃業)

第 5 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定に基づき浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第 4 号様式)に、条例第 9 条の規定による許可申請手数料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、浄化槽法第 36 条に規定する許可基準に従った調査を行い、許可又は不許可の決定をしなければならない。

(許可証等の交付)

第6条 市長は、前2条の申請に基づき許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証(第5号様式)又は浄化槽清掃業許可証(第6号様式)を交付し、不許可としたときは、一般廃棄物処理業不許可通知書(第7号様式)又は浄化槽清掃業不許可通知書(第8号様式)により、その旨を通知するものとする。

2 許可の期間は、一般廃棄物処理業にあつては2年とし、浄化槽清掃業にあつては3年とする。

3 第1項に規定する許可証(以下「許可証」という。)は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 許可証を亡失又はき損したときは、直ちに理由を付して市長に届け出、き損の場合は、その許可証を添付して許可証再交付申請書(第9号様式)に条例第9条に規定する手数料を添えて申請しなければならない。

(許可申請事項の変更届)

第7条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が、許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、許可事項変更申請書(第10号様式)により市長に届け出て承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき許可事項を変更する必要があると認めるときは、前条第1項の規定により交付したその許可証を返還させ、新たに許可証を交付しなければならない。ただし、その期限は、変更前の許可期限を超えることはできない。

(営業の休止及び廃止)

第8条 許可業者が、営業を休止又は廃止しようとするときは、その30日前までに休(廃)業届(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可証の返還)

第9条 許可業者が、次の各号の一に該当するときは、許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 営業の許可を取り消されたとき。

(3) 新たな許可証の交付を受けたとき。

(4) 廃業、死亡又は解散したとき。

(5) 営業を停止されたとき。

2 前項第1号及び第2号の場合は、その日から7日以内に、前項第3号の場合は、新たな許可証を受けたときに、前項第4号の場合は、本人、相続人、合併後存続する法人(法人でないもので代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)又は清算人が直ちにその旨を市長に届け出て返還しなければならない。

3 第1項第5号の場合は、営業を停止されている期間中返還するものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第10条第3項の証明書は、第12号様式によるものとする。

(業務計画書等の提出)

第11条 許可業者は、毎月10日までに翌月の業務計画書及び前月中における業務状況の報告書を市長に

提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、改正前の藤枝市清掃条例施行規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則に基づいて交付した許可証とみなす。

附 則(昭和51年8月31日規則第28号)

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月25日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年7月31日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、改正前の藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によってなされている許可、申請その他の行為はこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成元年3月28日規則第14号)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 従前の規定により調製した用紙等については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用できるものとする。

附 則(平成元年6月26日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月30日規則第20号)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規則の規定にかかわらず、改正前の藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により調製した用紙等については、当分の間使用することができるものとする。

附 則(平成5年3月23日規則第12号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日規則第23号)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に作成されている用紙は、第1条から第15条までの改正規定による改正後の第1条から第15条までに掲げる規則の規定にかかわらず、当分の間調整して使用することができる。

附 則(平成10年3月25日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日規則第1号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月7日規則第38号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月25日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 藤枝市まちをきれいにする条例

平成15年7月1日

条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、地域環境の美化を推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、並びに市、市民等、事業者及び所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安全で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び市内に滞在する者又は通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 所有者等 市内に土地又は建物を所有又は占有若しくは管理する者をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項から第5項までに規定する廃棄物をいう。
- (5) 不法投棄 廃棄物をみだりに投棄すること又は廃棄物の不適正な埋立処分をすることをいう。
- (6) ごみのポイ捨て 缶、瓶、紙、プラスチックその他の容器及び包装、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、その他不用品をみだりに捨てることをいう。
- (7) 落書き 公共の場所及び他人の土地、建物又は工作物に許可を得ることなく、みだりに文字、図形又は模様を描くことをいう。
- (8) 公共の場所 市内の公園、道路、河川、水路、その他これらに類する場所をいう。
- (9) ふんの放置 犬猫等のふんを放置することにより公共の場所及び他人の土地を汚すことをいう。
- (10) 迷惑行為となる給餌 給餌（カラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に対するものに限る。）により、その餌を目当てに集合した野鳥に起因する次に掲げる事象により、周辺住民の生活環境を悪化させるものをいう。
  - ア 鳴き声その他の音の発生
  - イ ふん尿その他の汚物及びその臭気の発生
  - ウ 羽毛の飛散
  - エ 人への攻撃若しくは威嚇又は物の破損
- (11) 回収容器 ごみを回収するための容器をいう。
- (12) 空き地 所有者等が使用していない又は使用していないと同様の状態にある市内の土地をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、所有者等及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

2 前項の施策は、次に掲げる事項とする。

(1) 不法投棄及びごみのポイ捨ての防止等に関する市民等、事業者及び所有者等の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。

(2) ふんの放置の防止等に関する市民等の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。

(3) 環境パトロールの実施体制の整備に関すること。

(4) まち美化里親制度（アダプトプログラム）等、自主的な美化活動の推進に関すること。

(5) その他環境美化に必要と認める事項

3 市は、環境美化の施策を推進するため、近隣の市町と連絡、調整を図るものとする。

#### （市民等の責務）

第4条 市民等は、自宅周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみは持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

3 市民等は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、まちをきれいにするための自主的な活動を推進するよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、自己の施設及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事業者の責務について、従業員等その事業活動に従事する者に周知するとともに、環境美化意識の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

#### （所有者等の責務）

第6条 所有者等は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地、建物及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

#### （環境美化推進員）

第7条 市長は、環境美化の推進について熱意と見識を有する者のうちから、環境美化推進員を委嘱することができる。

2 環境美化推進員は、市が実施する施策に協力し、その他環境美化の推進に関する活動を行うものとする。

#### （美化活動の支援）

第8条 市長は、公共の場所における清掃、ごみのポイ捨ての防止に関する意識啓発その他の自主的な美化活動を行う者に対し、その活動に必要な支援を行うことができる。

#### （環境美化の日）

第9条 市長は、環境美化の推進について、市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(不法投棄の禁止)

第10条 市民等、事業者及び所有者等は、不法投棄をしてはならない。

(ポイ捨ての禁止)

第11条 市民等、事業者及び所有者等は、ごみのポイ捨てをしてはならない。

(落書きの禁止)

第12条 市民等、事業者及び所有者等は、落書きをしてはならない。

(ふんの放置の禁止)

第13条 犬猫等の飼い主又は管理者（以下「飼い主等」という。）は、ふんの放置をしてはならない。

2 飼い主等は、犬猫等を散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯し、犬猫等がふんをしたときは、直ちにそのふんを回収し、適正に処理しなければならない。

(迷惑行為となる給餌の禁止)

第14条 市民等、事業者及び所有者等は、迷惑行為となる給餌を行ってはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 自動販売機により飲食物を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第16条 空き地の所有者又は占有者若しくは管理者は、投棄された廃棄物を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第17条 市長は、前7条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告（第14条の規定に違反した者に対しては、清掃を行うことその他必要な措置に関する指導又は勧告を含む。）をすることができる。

(措置命令)

第18条 市長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者に対し、履行期限を定めて、改善その他の必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条の規定による措置命令を受けた者に対し、

その措置命令による改善状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定した職員に、不法投棄箇所、ごみのポイ捨て箇所、迷惑行為となる給餌が行われている箇所、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、第18条の規定により必要な措置を講ずるように命じられた者が、その措置命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第22条 第11条から第16条までの規定に違反し、かつ、第18条の規定による措置命令に従わないときは、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(顕彰)

第23条 市長は、環境美化への貢献に対し、顕彰を行うことができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月14日条例第32号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 藤枝市まちをきれいにする条例施行規則

平成15年9月9日

規則第20号

## (趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市まちをきれいにする条例（平成15年藤枝市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## (環境美化推進員)

第3条 条例第7条第1項の規定による環境美化推進員は、市長が適当と認める者とする。

2 環境美化推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠による環境美化推進委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 市長は、環境美化推進員に対し、環境美化推進員証（第1号様式）を交付するものとする。

## (美化活動の支援)

第4条 条例第8条の規定による美化活動の支援は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 清掃用具の支給
- (2) 啓発用品の支給
- (3) その他、市長が必要と認める支援

## (環境美化の日)

第5条 条例第9条の規定による環境美化の日は、毎年5月の最終日曜日とする。

## (回収容器)

第6条 条例第15条の規定による回収容器の場所は、当該自動販売機の設置の場所から5メートル以内とし、空き缶等を回収するために容易な場所とする。

2 前項の規定による回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 金属、プラスチック、その他容易に破損しない材質であること。
- (2) 空き缶等の回収に支障のない容積であること。
- (3) 空き缶等の投入が容易であり、かつ、安定性があること。

## (勧告)

第7条 条例第17条の規定による勧告は、勧告書（第2号様式）により行うものとする。

## (措置命令)

第8条 条例第18条の規定による措置命令は、命令書（第3号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第20条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（第4号様式）とする。

(公表)

第10条 条例第21条の規定による公表は、条例第18条の措置命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を広報ふじえだ等に掲載して行うものとする。

(過料)

第11条 条例第22条の規定による過料を科すときは、過料処分通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(顕彰)

第12条 条例第23条の規定による顕彰として、個人表彰及び団体表彰を行うときは、市長が決定する。  
2 表彰基準は、町内会より推薦され、10年以上地域の環境美化活動に努力し、顕著な成果を収めていることとする。

(委任)

第13条 この規則に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月26日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月25日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日規則第41号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

昭和50年3月28日

条例第12号

## (目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂した雑草等が放置されているために、火災、犯罪又は病虫害の発生の原因となることを防止して、清潔な生活環境を保持し、住民の生活の安定に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に人が使用していない土地又は管理が十分でない土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草(これに類するかん木を含む。)又は枯草をいう。
- (3) 不適切な状態 雑草等が繁茂し、又は密集し、そのまま放置されているために火災、犯罪又は病虫害の発生の原因となるような状態をいう。

## (所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該あき地が不適切な状態にならないようにつとめなければならない。

## (指導又は勧告)

第4条 市長は、あき地が不適切な状態であると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

## (除去の命令)

第5条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた所有者等がその指導又は勧告に従わないときは、必要な限度において、期限を定めて当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた所有者等は、市長の指定する期限までに雑草等の除去を行わなければならない。

## (規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (岡部町の編入に伴う経過措置)

2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町生活環境保全条例(平成7年岡部町条例第26号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

### 附 則(平成20年12月25日条例第132号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

# あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則

昭和50年7月1日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和50年藤枝市条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(適用区域)

第2条 条例の適用区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定に基づく藤枝市の用途地域とする。ただし、市長が必要と認めたときは、その適用区域を用途地域外に及ぼすことができる。

(勧告)

第3条 条例第4条の規定による勧告は、あき地に繁茂した雑草等の措置に係る勧告書(第1号様式)によるものとする。

(除去の命令)

第4条 条例第5条第1項の規定による命令は、あき地に繁茂した雑草等の除去命令書(第2号様式)により行うものとする。

(履行期限)

第5条 条例第5条第1項の規定による雑草等の除去命令の履行期限は、前条に規定する命令書の送付の日から30日以内に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第2号)

この規則は、平成25年3月31日から施行する。

附 則(平成26年8月25日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 藤枝市飼い犬条例

昭和40年6月18日

条例第23号

## (目的)

第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## (管理上の注意)

第2条 犬の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有、占有又は管理する犬（以下「飼い犬」という。）の飼育管理にあたっては、飼い犬が人畜その他に害を加え、公共の場所及び他人の土地、物件等を汚損し、又は公衆に迷惑をかけることのないよう注意しなければならない。

## (所有者等の義務)

第3条 所有者等は、飼い犬を飼育管理している場所においては、その飼い犬の性質、形態等に応じて、囲いの中に飼い、又は鎖でつなぐ等の方法で、飼い犬が人畜その他に害を加えることのないよう必要な措置をしておかなければならない。

2 人畜その他に害を加えるおそれのある飼い犬は、これを制御することができる者でなければ、連れ出してはならない。

3 飼い犬を連れ出す者は、飼い犬に綱又は鎖をつけて保持しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 幼犬等で人畜その他に害を加えるおそれのないことが明らかであるとき。
- (2) 狩猟又は犯罪の捜査のために使用するとき。
- (3) 人畜その他に害を加えるおそれのない場所で訓練し、運動させ、又は競技等をさせるとき。
- (4) 人畜その他に害を加えるおそれのない方法で移動させるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により市長が承認したとき。

## (措置命令)

第4条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、その所有者等に対して、被害を防止するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、人畜その他に害を加えた飼い犬又はかむ癖のある飼い犬の所有者等に対し、被害を防止するため必要な限度において、飼い犬に口輪をかけ、又は飼い犬をおりに入れる等の措置をとることを命ずることができる。

## (飼い犬が人をかんだ届出)

第5条 飼い犬が人をかんだときは、その飼い犬の所有者等は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員をして、飼い犬を飼育している場所その他関係のある場所に立ち入って調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第7条 第4条の規定による措置命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

(1) 第5条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和40年8月1日から施行する。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

2 岡部町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、岡部町飼い犬管理条例(昭和44年岡部町条例第17号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

3 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の条例の例による。

附 則(平成4年3月23日条例第17号)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月25日条例第120号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 藤枝市飼い犬条例施行規則

昭和40年7月9日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市飼い犬条例（昭和40年藤枝市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(措置命令書)

第2条 条例第4条の規定による必要な措置の命令は、第1号様式によるものとする。

(飼い犬が人をかんだ届出)

第3条 条例第5条の規定による届出は、第2号様式によるものとする。

(身分を示す証明書)

第4条 条例第6条第2項の証明書は、第3号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和40年8月1日から施行する。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町飼い犬管理条例施行規則（昭和44年岡部町規則第7号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成元年3月28日規則第14号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 従前の規定により調製した用紙等については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成5年12月22日規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に従前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成20年12月25日規則第99号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成26年8月25日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 藤枝市ねこの保護管理指導要綱

昭和57年6月1日

告示第27号

(趣旨)

第1条 ねこの飼養をする所有者又は占有者(以下「飼養者」という。)はねこを適正に保護管理し、ねこの健康及び安全を保持するように努めるとともにねこが人に迷惑を及ぼすことのないように飼養し生活環境の保全等に努めなければならない。

(ねこの登録)

第2条 飼養者はねこの登録申請をするものとする。

2 前項の登録申請をしようとするものは登録申請(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請をした飼養者には登録番号を付した首輪を交付し登録したねこにはめるものとする。

4 ねこの登録を受けたねこの飼養者は、ねこが死亡したとき、行方不明等により所在が不明となったとき等は、ねこの登録抹消届(第2号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(繁殖の制限)

第3条 飼養者はねこがみだりに繁殖して適正な飼養が困難となるようなおそれがあるときは、繁殖を防止するために必要な措置をするように努めなければならない。

(捨てねこの禁止)

第4条 飼養者はみだりにねこを捨ててはならない。

(ねこの死体収容)

第5条 道路、公園、広場、その他公共の場所等において、ねこの死体を発見したものはその飼養者が判明しているときは飼養者に、飼養者が判明しないときは市長に速やかに通報するものとする。

附 則

この告示は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

# 藤枝市飼いねこ適正飼育補助金交付要綱

平成8年4月1日

告示第31号

## (目的)

第1条 市長は、藤枝市ねこの保護管理指導要綱(昭和57年藤枝市告示第27号。以下「指導要綱」という。)に基づき、ねこの適正な保護管理を図るため、繁殖して適正な飼育が困難であることにより飼いねこの生殖機能を処置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

## (補助の対象者)

第2条 補助金は、指導要綱第2条の規定に基づき登録されているねこの繁殖の制限が必要であるため、市内で開業している獣医師又は静岡県獣医師会志太支部の獣医師により生殖機能の処置を行った者に対し交付するものとする。

## (補助額等)

第3条 補助金の額は、1匹につき生殖機能の処置に要した額2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が4,000円を超えるときは、4,000円とする。

2 補助の対象となるねこの数は、同1年度において、1世帯につき2匹を限度とする。

## (交付の申請及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとするねこの飼育者(以下「申請者」という。)は、特別の理由がある場合を除き、処置を受けた日から30日以内に補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

## (交付の決定)

第5条 市長は、申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定兼確定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

## (実績報告書の省略)

第6条 この補助金については、規則第12条ただし書の規定により実績報告書の提出を省略するものとする。

## (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の金額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

# 藤枝市生ごみ等処理用具購入費補助金交付要綱

平成10年4月1日

告示第115号

## (目的)

第1条 市長は、家庭から出される生ごみ等の減量化を図るため、生ごみ等処理用具を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ等 家庭から排出される生ごみ又は剪定枝をいう。
- (2) 生ごみ等処理用具 生ごみ等を減量化又は資源化することができる構造を備えているコンポスト、密閉式容器、電気式生ごみ処理機及び剪定枝粉碎機をいう。

## (補助の対象)

第3条 補助の対象は、市内に住所を有し、現に居住する者が生ごみ等処理用具を購入するために要した額とする。

- 2 その他市長が認めたものとする。

## (補助額等)

第4条 補助金の額は、コンポスト及び密閉式容器については購入額(消費税を除いた額)の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。

- 2 電気式生ごみ処理機及び剪定枝粉碎機については購入額(消費税を除いた額)の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。

## (補助の制限)

第5条 1世帯において補助対象とすることができるコンポスト及び密閉式容器は合計2基まで、電気式生ごみ処理機及び剪定枝粉碎機はそれぞれ1基とする。

## (交付の申請(請求))

第6条 補助金の交付を申請(請求)しようとする者は、生ごみ等処理用具購入費補助金申請(請求)書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

## (交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(第

2号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条に規定する請求書を受領し、内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第9条 第6条に規定する申請(請求)書の有効期限は、申請書の交付日から起算して90日以内とし、当該期間内に生ごみ等処理用具購入費補助金申請(請求)書が提出されないときは、その申請(請求)書は無効とする。

2 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

2 藤枝市生ごみたい肥化処理容器購入事業費補助金交付要綱(平成8年藤枝市告示30号)は廃止する。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成15年7月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## ○藤枝市戸別収集実施要綱

令和2年3月11日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等の身体的な負担の軽減及び在宅生活の支援をするため、介護が必要な高齢者、障害者その他特別な事情がある者であって、家庭のごみを自らごみ集積所へ搬出することが困難なもののみで構成される世帯に対し、市が当該世帯から排出された家庭のごみを戸別に収集し、ごみ処理施設まで運搬すること（以下「戸別収集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 戸別収集の対象となる世帯は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている個人住民税が非課税である者のみで構成されている世帯であって、かつ、当該世帯を構成するものが、次の各号のいずれかに該当する者のみであるものとする。

(1) 高齢者 65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当するもの

(2) 障害者 18歳以上の障害者で、次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級である肢体不自由者又は視覚障害者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、そのものの障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者であって、その障害の程度が重度であるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害の等級が1級のもの

(3) その他特別な事情がある者 特別な事情により前2号の者と同程度の状態であると市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、親族、近隣の住民、施設の職員その他の支援者の協力によるごみ集積所へのごみの搬出が可能な世帯は、戸別収集の対象としない。

(ごみの搬出方法等)

第3条 戸別収集を利用する世帯の代表者（以下「利用者」という。）は、市が定める収集種別及び分別方法に従い、分別するよう努めなければならない。

2 戸別収集を利用する世帯（以下「利用世帯」という。）のごみを搬出する場所（以下「搬出場所」という。）は、当該世帯の住居の玄関の前とする。ただし、支障のある場合は、利用者はあらかじめ市と協議し、住宅の構造、立地等を考慮して搬出場所を指定するものとする。

3 利用者は、搬出場所を清潔に保つため、ふたの付いた容器にごみを入れる等、周辺の環境保全に配慮する措置を講じなければならない。

4 利用世帯の者は、搬出場所へのごみの搬出を戸別収集の実施日の午前8時までに行わなければならない。

5 利用世帯の者は、分別すべきごみの種類ごとに中身の見える透明又は半透明のポリエチレン又はポリプロピレンから生成された袋に入れて搬出するものとする。ただし、紙類については白色の紙ひもで、木くず・剪定枝については紙ひも若しくは麻ひも又は針金で縛って搬出するものとする。

6 大型ごみを搬出する場合は、次のいずれの条件にも該当するものでなければならない。

(1) 1日につき5個以内であること。

(2) 解体が必要なもの、特殊な技術若しくは道具が必要なもの又は内容物の除去が必要なものでないこと。

7 前項の大型ごみの搬出を希望する場合には、収集を希望する日の1週間前までに市に連絡し、搬出方法等の協議をしなければならない。

(戸別収集の対象としないごみ)

第4条 次に掲げのごみについては、この事業の対象としない。

(1) 有害物質が含まれたごみで処理が困難なもの又は危険物が含まれたごみ

(2) 引越し又は家屋の改築や改修、処分、解体その他家屋の片付けに伴い発生したごみ

(3) ごみ集積所での収集を行っていないごみ

(利用料)

第5条 戸別収集の利用料は、無料とする。

(利用回数)

第6条 戸別収集の利用回数は、最大で1週間につき1回までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの間においては収集を行わない。

(利用の申請)

第7条 戸別収集を利用しようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、藤枝市戸別収集利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が自ら申請できない場合は、申請者の親族、民生委員その他の支援者を代理人として定めて申請できるものとする。

(現況調査)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、職員をして速やかに申請者との面談、自宅訪問等により必要な現況調査及び協議を行わせる。

2 前項の現況調査及び協議は、あらかじめ申請者の同意を得た上で、藤枝市戸別収集現況調査票（第2号様式）に基づき行う。

3 前条ただし書の規定により代理人による申請が行われた場合は、当該代理人は現況調査及び協議に立ち会わなければならない。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の現況調査により利用の可否を決定し、藤枝市戸別収集決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(安否確認等)

第10条 戸別収集に従事する職員（第14条の規定により委託を受けた者を含む。）は、戸別収集に訪問したときに排出場所にごみがない場合には、当該世帯の呼鈴等を鳴らすなどして利用世帯の者に声掛けを行い、安否確認を行うものとする。

2 前項の声掛け等に対する返事がない場合は、利用者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて関係する行政機関に連絡するものとする。

(利用の停止等)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市に申し出なければならない。

- (1) 入院等により利用世帯の住居が不在となる場合で、戸別収集を一時的に停止するとき。
- (2) 戸別収集を期間の定めなく一時的に停止している場合で、再開を希望するとき。
- (3) 戸別収集の計画の変更をしたいとき。

(利用の変更等)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を藤枝市戸別収集利用変更届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

- (1) 申請書の内容に変更が生じたとき。
- (2) 戸別収集の利用を中止しようとするとき。

(利用の中止)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、前条の届出が行われていない場合でも戸別収集を中止する。

- (1) 利用世帯の全ての者が市外へ転出し、又は死亡したとき。
- (2) 利用世帯が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 利用世帯の者が市で定める分別の方法を守らず、又は第3条の搬出方法を守らず、戸別収集を継続することが著しく困難であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により戸別収集を中止するときは、藤枝市戸別収集中止通知書（第5号様式）により利用者に通知する。

(委託)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、戸別収集を委託して行うものとする。

(緊急時における家屋等の破損の際の賠償)

第15条 利用世帯の者の救助を行うために、緊急やむを得ず家屋その他家財を破損させた場合においては、市はその損害の責任を負わないものとする。

(再調査)

第16条 市長は、第9条による利用の決定を行った日からおおむね1年ごとに、利用者が第2条に規定する要件を満たしているかどうか確認を行う。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の申請及び第8条第1項の現況調査は、この告示の施行の日前においても、第7条及び第8条各項の規定の例により行うことができる。



## 藤枝市まちをきれいにする条例

地域環境の美化を推進するため、市民のみなさん一人ひとりの意識を向上させ、だれもが快適な暮らしができる生活環境を確保することを目的としています。市民・事業者・所有者・市それぞれの責任と役割を明確にし、協力して地域の環境を守るために「してはいけない」「しなければならない」7項目が定められています。

### 「してはいけない」5項目

2024年4月  
追加 /

#### ■ 迷惑行為となる給餌の禁止

餌を目当てに集まった鳥に起因する迷惑行為となる野鳥(カラス・ハト等)へのエサやりをしてはいけません。



#### ■ 不法投棄の禁止

廃棄物をみだりに投棄したり、不適正に埋め立てしてはいけません。



#### ■ ポイ捨ての禁止

たばこの吸い殻・噛み終わったガム・缶・びん・ペットボトルなどを捨ててはいけません。



#### ■ 落書きの禁止

公共の場所・他人の建物などに許可なく文字や絵を描いてはいけません。



#### ■ ふんの放置の禁止

犬・ねこなどのふんを公共の場所・他人の土地に放置してはいけません。散歩中のふんは直ちに回収し適正に処理しなければなりません。



### 「しなければならない」2項目

#### ■ 回収容器の設置

自動販売機を設置する者は、空き缶などが放置されないように回収容器を設置しなければなりません。



#### ■ 空き地の適正管理

空き地に廃棄物を投棄されないように、雑草などを刈り、美化に努め、適切に管理しなければなりません。



藤枝市  
Fujieda City

藤枝市 環境水道部 生活環境課

令和7年版 環境衛生事業概要  
藤枝市環境水道部生活環境課発行